

核兵器の禁止・廃絶へ向けて主導的役割を果たすことを求める意見書

平成29（2017）年7月に国連で「核兵器禁止条約」が加盟国の約6割に当たる122か国・地域の賛成で採択された。令和2（2020）年10月には、批准国が50か国・地域に達し、来年1月に条約が発効される見込みとなった。このことは、本市で昭和60年に議決された「核兵器廃絶・平和都市宣言」にある、この地球上に再び広島、長崎の惨禍を繰り返してはならないという強い思いや、全世界での核兵器の禁止・廃絶を具体化する大きな前進である。

世界で唯一の被爆国である我が国は、全世界での核兵器の禁止・廃絶の実現に向けて果たすべき役割と大きな責任を負っている。

よって、国会及び政府は、「核兵器禁止条約」を早期に署名・批准するとともに、核兵器保有国と非保有国の橋渡しを積極的に進めるなど、核兵器の禁止・廃絶の実現に向けて主導的役割を果たすよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

呉市議会

（提出先）

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
外務大臣
内閣官房長官